第１４号様式（第８条関係）
（その１）

収支報告書（平成２９年分）

（平成　　年　　月　　日開催パーティー分）

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☑ を入れること。

＊１～４は提出日現在の内容を記入

	ふりがな	
1 政治団体の名称	ほりこし けいにん こうえんかい	堀越啓仁後援会
2 主たる事務所の所在地		群馬県伊勢崎市宮子町３４１０－３
3 代表者の氏名		堀越　啓仁
4 会計責任者の氏名		堀越　教之

（受付印）

群馬県
30.5.31
選挙管理委員会
収受

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- 政治資金団体
 - 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 - ☑ その他の政治団体（資金管理団体を含む）
 - ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

竹岡　正博

（電話連絡先）

090-7312-1837

（選管使用欄）

番号
2235

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☑ 有　☐ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類（選挙区等）	衆議院議員　（現）・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名	堀越　啓仁

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名	堀越　啓仁
公職の種類（選挙区等）	衆議院議員　（現）・候）

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	A=B+C	5,308,612
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	B	68,611
（本　年　の　収　入　額）	C	5,240,001
支　出　総　額	D	4,493,628
翌年への繰越額	E=A-D	814,984

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0 人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個　人　か　ら　の　寄　附	2,238,000	（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,184,000	（その７）に内訳を記載
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,422,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附		（その９）に内訳を記載
合　計　（ア ＋ イ）	4,422,000	

政党（支部を含む）及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
堀越啓仁後援会交流会	818,000	H29.11.25 群馬県高崎市島野町1333 ホテル&スポーツ ニューサンピア
この頁の小計	818,000	政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上の場合は（その１０）、１つのパーティーにつき、同一の者が２０万円を超えてパーティー券を購入した場合は（その１１）を作成すること。
合計	818,000	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考

この頁の小計	0	１件あたりの金額が１０万円以上の場合は個別に記載し、１０万円未満の場合は一括して合計額を「１件１０万円未満のもの」に記載すること。
１件１０万円未満のもの	1	
合　　計	1	

（その７）

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分（該当するものに○）	1.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考
堀越啓仁	1,000,000	29	11	10	群馬県佐波郡玉村町角渕2035番地		衆議院議員	
〃	1,000,000	29	12	8	〃		〃	

この頁の小計	2,000,000
その他の寄附	238,000
合計	2,238,000

同一者（団体）からの寄附の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
５万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７）

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分（該当するものに○）	1. 個人　2. 法人・その他の団体　(3. 政治団体)	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考
民進党群馬県総支部連合会	500,000	29	2	5	群馬県前橋市総社町総社2905-5		黒沢孝行	
〃	1,000,000	29	7	3	〃		〃	
〃	174,000	29	12	5	〃		〃	
〃	460,000	29	12	8	〃		〃	

この頁の小計	2,134,000
その他の寄附	50,000
合計	2,184,000

同一者（団体）からの寄附の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
５万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その１３）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目		金額	備考	
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）※	
1 経常経費	(1) 人件費	0		
	(2) 光熱水費	4,200		
	(3) 備品・消耗品費	1,810,158		
	(4) 事務所費	536,332		
	小計（経常経費の計）	2,350,690	0	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	707,472		
	(2) 選挙関係費	0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア～エの計）	1,422,314	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣伝事業費	591,284		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ その他の事業費	831,030		
	(4) 調査研究費	13,152		
	(5) 寄附・交付金	0		
	(6) その他の経費	0		
	小計（政治活動費の計）	2,142,938	0	
合計		4,493,628		

※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、（その１６）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　目 (該当するものに○)	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考

この頁の小計	0
その他の支出	4,200
合　計	4,200

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　目（該当するものに○）	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ビデオカメラ代	43,200	29 5 12	井上電気	群馬県富岡市七日市857-4	
事務用什器代	17,280	29 11 14	リサイクルセンターFriend駒形BP店	群馬県伊勢崎市宮子町3505-3	
事務用品代	13,964	29 11 21	ハイノート伊勢崎店	群馬県伊勢崎市宮子町3417-7	
印鑑代	25,000	29 11 25	はんこ合カギまねき印章カギ店	群馬県前橋市上細井町1964-1	
事務用什器代	42,438	29 12 1	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1	
事務機器・事務用什器代	837,668	29 12 13	有限会社ゆうゆう共済	群馬県前橋市大手町3-1-10	
事務用印刷物代	79,920	29 12 19	星野印刷株式会社	群馬県前橋市三俣町二丁目36番18号	
事務機器代	32,508	29 12 21	株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1-1	
事務機器ソフト代	172,800	29 12 22	アイジーシステム株式会社	和歌山県海南市阪井1846-3	

この頁の小計	1,264,778
その他の支出	545,380
合　計	1,810,158

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　　目 (該当するものに○)	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費					
支出の目的	金　　額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
事務所家賃	145,800	29	11	9	高橋あゆみ 高橋健太	群馬県伊勢崎市下植木町23-1	
事務所工事代	32,400	29	12	20	新井建築	群馬県伊勢崎市東小保方町3399 (群馬県佐波郡東村東小保方3399)	
〃	165,499	29	12	23	井上電気	群馬県富岡市七日市857-4	
事務所家賃	145,800	29	12	27	高橋あゆみ 高橋健太	群馬県伊勢崎市下植木町23-1	
この頁の小計	489,499	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）					
その他の支出	46,833	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。					
合　　計	536,332						

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 行事・会議費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会議茶菓代	10,421	29 4 26	生活クラブ生活協同組合	群馬県佐波郡玉村町上福島20-3	
行事会場費・設備費・茶菓代	95,482	29 12 4	ホテル＆スポーツ ニューサンピア	群馬県高崎市島野町1333番地	

この頁の小計	105,903
その他の支出	57,559
合計	163,462

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 会合費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
食事代	11,790	29 6 24	肉バル×世界の料理 バルバル	群馬県高崎市鞘町13番地	
〃	15,000	29 7 9	〃	〃	

この頁の小計	26,790
その他の支出	50,736
合計	77,526

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 旅費交通費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
宿泊代	10,800	29 6 22	新町ステーションホテル	群馬県高崎市新町2163-1	
〃	29,000	29 10 30	アパホテル株式会社	東京都港区赤坂3丁目2-3	

この頁の小計	39,800
その他の支出	174,980
合計	214,780

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 渉外費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	73,790
合計	73,790

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （　交際費　）←項目別区分(小分類)を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	177,914
合計	177,914

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （宣伝広告費）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ビラ印刷代	12,000	29 3 8	有限会社ゆうゆう共済	群馬県前橋市大手町3-1-10	
冊子デザイン・印刷代	233,712	29 9 5	荻原貴男（オギワラタカオデザイン）	群馬県高崎市請地町10-4-4E1	
ポスター用品代	45,360	29 12 25	一栄株式会社	愛知県名古屋市西区あし原町245番地	
ポスター印刷代	259,200	29 12 26	星野印刷株式会社	群馬県前橋市三俣町二丁目36番18号	

この頁の小計	550,272
その他の支出	19,784
合計	570,056

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （　遊説費　）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
遊説用品代	17,308	29 11 13	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1	

この頁の小計	17,308
その他の支出	3,920
合計	21,228

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　(エ.その他の事業費) (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （交流会開催費）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
弁当代	12,320	29 11 25	株式会社 BIO-hof SAKURAI	群馬県高崎市中居町2-6-31	
会場費・飲食費	818,000	29 12 4	ホテル&スポーツ ニューサンピア	群馬県高崎市島野町1333番地	

この頁の小計	830,320
その他の支出	710
合計	831,030

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 調査費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	13,152
合計	13,152

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その１８）に記載すること。

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに ☑ を入れること。

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 ３０ 年 ５ 月 31 日

政治団体の名称	堀越啓仁後援会
会計責任者の氏名	堀越　教之　印

＊代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入･押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名	印

＊解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。

政治資金監査報告書

平成30年5月30日

堀越啓仁後援会
代表　堀越　啓仁　殿

登録政治資金監査人　関口修
登　録　番　号　第　４４７５　号
研修修了年月日　平成25年10月23日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、堀越啓仁後援会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、堀越啓仁後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る

支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。振込明細書は存在し、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

堀越啓仁後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、堀越啓仁後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上